

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）
小児がんの子どもに対する充実した在宅医療体制整備のための研究
研究分担：在宅死亡後の病理解剖調査
分担研究報告書

研究分担者 荒川ゆうき 埼玉県立小児医療センター 血液・腫瘍科
研究代表者 大隅朋生 国立成育医療研究センター小児がんセンター
子ども在宅クリニックあおぞら診療所墨田

研究要旨

近年、成人領域のみならず、小児領域においても、小児がんをはじめとした療養期の在宅移行が進み、終末期を在宅で過ごされ、在宅でお亡くなりになる症例が増加傾向である。在宅移行が進む中、在宅で子どもをお看取りされたご家族や本人が、生前あるいは死後に病理解剖を望まれる事例が存在している。そこで、在宅死後の病理解剖のニーズを調べ、必要な支援や制度、不足しているリソースを明らかにし、実行可能性を模索していくことが、本研究の要旨である。

A. 研究目的

在宅死後の病理解剖のニーズ、ならびに社会的意義を明らかにする。最終的には制度としての実装を目指す。

（倫理面への配慮）

ご家族からの聞き取り調査においては、ご家族の自由意志のもと、個人情報の開示についてもご説明する。

B. 研究方法

まず始めに、分担研究者が臨床現場で、在宅死後に病理解剖をご希望されたご遺族から、聞き取り調査を実施する。次に、現在の病理解剖の制度、ならびに在宅死後に病理解剖に取り組まれている施設の状況を確認する。上記調査から、社会的ニーズや、問題点、実行可能性などを明らかにし、始めに小児病院単施設（埼玉県立小児医療センター）での実運用を目指す。単施設で実施し、課題を抽出し改善を得られた後に、国内での協力施設へ広げる。

C. 研究結果

令和3年2月26日に、大隅班の研究者を中心とした、クローズドのセミナーを開催した。「子どもの在宅看取り後に病理解剖を受ける選択肢をつくる」というテーマを掲げ、第1部で在宅死後に病理解剖をご希望された2組のご遺族からインタビューを録画した形式でお話を伺い、在宅死後に病理解剖を希望されるご家族のお気持ちを伺い、大隅班の班員と共有した。第2部では、「病理解剖の現状と展望」についてを埼玉県立小児医療センターの中

澤温子医師から、「在宅死と剖検について」を実際に成人領域で実践されている新渡戸記念中野総合病院の内原俊記医師から拝聴し、現状と問題点について班員で共有した。また、同年度に、埼玉県立小児医療センター内で、在宅お看取り後の病理解剖WGを立ち上げ、実装に向けての協議を開始した。

令和4年度には実際の取り扱い手順書を作成し、病理解剖を希望される症例が出た際には受け入れができるよう準備を進めている。

病理解剖の意義は、死因の解明がなされることで、家族・医療者への最終結論が得られること、臨床所見と病理所見との関連付け、医療関係者へフィードバックがなされることでの教育的側面がある。加えて、死因が解明することで、ご遺族は、納得しグリーフケアにつながる側面もある。

また、近年は分子病理解剖

(molecular autopsy) や、遺伝学的病理解剖 (genetic autopsy) が可能となり、病理解剖時に採取された検体を用いて、次世代シーケンス (NGS) 技術などの網羅的遺伝学的検査により、死因や病態の解明を行うことが可能となった。小児脳幹部グリオーマなど、生前は部位的に生検が困難であり、腫瘍検体の精査ができない症例などの病態解明や新薬の開発も期待される。

しかしながら、病理解剖は死後であるために診療報酬は適用されず、実施する場合は病院負担で行われている実情

がある。実際に成人領域で実践されている、新渡戸記念中野総合病院の内原らも、資金獲得が大きな課題であり、生前に病理解剖を希望された症例について確約ができないことを課題の一つとして挙げている。

D. 考察

在宅看取り後であっても、病理解剖を希望される事例が存在することが明らかとなった。しかしながら、終末期の在宅医療への移行推進の中で、故人あるいは残されたご遺族の希望があっても、病理解剖実行までのアクセスは容易ではない。病理解剖は、医学の貢献、医療・公衆衛生・医療者の教育に多大な貢献を果たす側面も大きい。

在宅看取り後の病理解剖については、ご遺族・医療者双方にニーズがあり、国内での実行可能な仕組みが必要である。

E. 結論

在宅看取り後に病理解剖を希望された際に、実行できる社会的仕組みを作っていくことが必要である。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし